

事務所名変更のお知らせ

拝啓 錦秋の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊所は、本年10月1日をもって、事務所の名称を「特許業務法人ぱてな」から「弁理士法人ぱてな」に変更することといたしました。

お取引先の皆様には、記録の修正等についてお手を煩わせることとなり、誠に心苦しく存じますが、何卒ご容赦の上、ご高配下さいますようお願い申し上げます。

今回の名称変更は、2022年（令和4年）4月1日に施行された改正弁理士法に従って行うものです。特許業務法人の設立が認められた2000年（平成12年）当時は、弁理士の典型的な業務が特許に関する業務であったため、法人の性格を端的に示す「特許業務法人」が法人名称として定められました。しかしながら、現在、弁理士が実際に行っている業務の範囲は、法人制度導入時と比べて変化、拡大しており、必ずしも特許中心とは限らないことから、実際の業務と法人名称との剥離が指摘されておりました。上記改正は、この剥離を解消し、ユーザーの皆様が弁理士に相談しやすい環境を整備するために行われました。

弊所といたしましても、特許等の出願業務の他、訴訟、鑑定、相談等、幅広く皆様のニーズにお応えする準備を整え、ご満足いただけるサービスを提供すべく、日々研鑽を重ねております。皆様には、今後も倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

まずは、略儀ながら、書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

2022年（令和4年）9月吉日

特許業務法人ぱてな（9月30日まで）

弁理士法人ぱてな（10月1日より）

代表社員 弁理士 中村 敬

名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル

〒450-0002 E-mail: info.patena@patena.jp

TEL: 052-571-9077 FAX: 052-569-1351

お願い（11月1日更新）

銀行口座の名義人名につきまして、2022年（R4年）12月以降に「弁理士法人ぱてな」をご利用いただくようご案内しておりましたが、10月中に名義変更が完了し、ご利用可能となりました。ご迷惑をおかけした皆様には、謹んでお詫び申し上げます。

今後、お振込みの際は、新名称「弁理士法人ぱてな」を口座名義人としてご手配くださいますよう、お願い申し上げます。

弊所のその他の情報（住所、電話番号、FAX番号、URL、メールアドレス、取引銀行、口座番号など）につきましては、従来のものから変更はございません。

ご不明な点等がございましたら、下記担当者まで、ご遠慮なくお知らせ下さい。

※担当：近藤（電話：052-571-9077、電子メール：chisato.kondo@patena.jp）